

# かいじ号



### No.86

## 5月は「消費者月間」です!

### 平成20年度統一テーマ：「活かそう 消費者・生活者の視点」

昭和63年から毎年5月が「消費者月間」と定められ、消費者・事業者・行政が一体となって、消費者問題に関する啓発活動等を集中的に行っています。

平成19年度も、こんにゃく入りゼリーや電動リクライニングベッド等による重大事故、中国産冷凍ギョウザ問題や食品の偽装表示など、消費生活に大きな不安をもたらす事件・事故が相次ぎました。

また、依然として、ハガキ・封書・電子メールによる架空請求やインターネット上のワンクリック詐欺が後を絶たず高齢者を狙った点検商法や催眠商法、住宅用火災警報器の設置義務化や地上デジタルテレビ放送への移行に便乗した悪質商法など、消費者をだます事業者の手口は、ますます巧妙化しています。

消費者の皆さんも、この消費者月間を契機に、消費生活に関する新しい情報や正しい知識を積極的に身につけ、ご自身の暮らしの安全・安心を見直してみませんか。

### 消費者月間関連のイベント情報

#### 消費生活情報展

開催日時 5月1日(木)～5月31日(土)  
午前8時30分～午後7時  
会場 県民情報プラザ2階  
(甲府市丸の内1-8-5)  
内容 「賢い消費者」になるためのパネル展示  
問い合わせ先 県民生活センター 055-223-1571

#### 消費者フェスティバル

開催日時 5月11日(日) 午後1時30分～  
会場 県立男女共同参画推進センター(びゅあ総合)  
(甲府市朝気1-2-2)  
内容 消費者問題に関する講演会『くらしの中の安全を守るには』、  
「今の電力状況について」、青空市場  
問い合わせ先 県庁 県民生活課 055-223-1352

### 山梨県県民生活センターからのお知らせ

山梨県県民生活センターは、旧消費生活センターと、旧県民相談センターが統合されて誕生して3年目に入りました。相談業務のほか、消費者啓発や情報提供の業務も行っていますので、お気軽にご相談・ご活用ください。

#### ① 相談業務…消費生活相談、交通事故相談、内職相談、土地住宅相談、労働相談、家族・相続問などの法律相談

	相談専用電話	相談内容
県民生活センター (県民情報プラザ2階)	055-235-8455	消費生活(商品・サービスの契約問題など)
	055-223-1366	法律(家族・相続・金銭貸借など)・交通事故・内職・土地住宅・労働・行政
地方相談室 (南都留合同庁舎1階)	0554-45-7843	消費生活・法律・交通事故・労働
	0554-45-5038	

#### ② 消費者啓発業務…消費生活に関する知識を身につける機会の提供(消費者講座の開催・リーフレットの配布等)

##### ●消費者講座の開催

高校・大学・職場や地域のグループからの要請に応じて、消費者啓発のための講座を無料で出前しています。

#### ③ 情報提供業務…消費者トラブルの未然防止・拡大防止のための情報提供

ホームページ等による情報提供のほか、消費生活に関するビデオやパネルの貸し出しも行っています。

## やまなし食育推進応援団登録事業所を募集しています!

健康に配慮した商品やメニューの提供、食生活の改善や適切な食の選択に役立つ情報提供など食育推進に積極的に取り組む事業所や運動に協力する事業所等を「やまなし食育推進応援団」として登録して、皆さんの日々の生活における食育の実践活動を推進しています。

「やまなし食育推進応援団」に登録した事業所には「やまなし食育推進応援団」のステッカーが掲示してあります。また、ホームページで「やまなし食育推進応援団」の登録事業所の取り組み内容などを紹介しています。

### 「やまなし食育推進応援団」の主な取り組み内容

#### 外食産業関係

栄養成分表示、カロリー表示、食事バランスガイドの表示、県産農産物・県産食材使用、原料原産地表示、アレルギー表示のいずれかの活動に積極的に取り組む事業所

#### 食品製造・加工業関係

栄養成分表示、県産農産物使用のいずれかの活動に積極的に取り組む事業所

#### 流通販売業関係

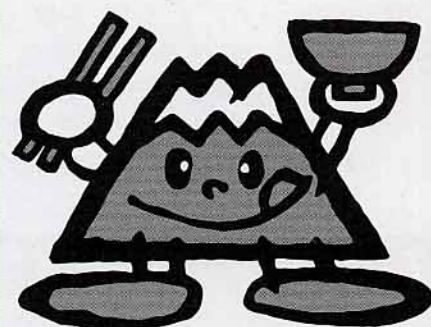
食生活に関する正しい情報を店内に掲示、広告・ホームページ等で提供、「食生活指針」「食事バランスガイド」の普及など食育情報の消費者への提供などに積極的に取り組む事業所

#### 生産農家、農場

消費者との交流の機会の提供などに積極的に取り組む事業所

#### その他

食育推進活動に顕著に取り組んでいると特に認められる事業所



やまなし食育推進応援団

ステッカー

「やまなし食育推進応援団」登録事業所を募集しています。

#### 問い合わせ先

山梨県 食の安全・食育推進室 電話 055-223-1588 FAX 055-223-1587

ホームページアドレス <http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kmin-shoku/index.html>

## 食育推進シンポジウムを開催します!

今回は、学校、保育所での食育について、基調講演やシンポジウムを通じて考えてみます。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

日時 平成20年6月7日(土) 午後1時30分～

場所 山梨市民会館

内容 基調講演 シンポジウム



申し込み、お問い合わせはこちらまで!

山梨県 食の安全・食育推進室

電話 055-223-1588

FAX 055-223-1587

6月は「食育月間」、毎月19日は「食育の日」です。

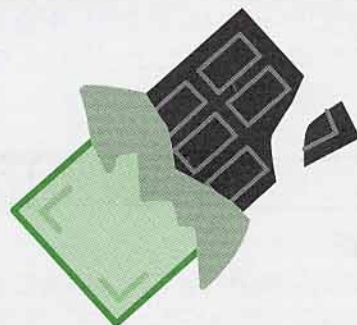
# ご存知ですか？ 製造所固有記号



「この加工食品…販売者しか書いてない!？」ということはありませんか。  
 食品表示では、原則として製造者氏名、製造者の所在地を記載することが、食品衛生法で義務付けられています。  
 しかし、例外的に予め厚生労働大臣に届け出た製造所を表す記号(固有記号)をもって表示することができます。  
 これが、製造所固有記号制度です。 その方法には次の2種類があります。

## 1 製造を他社工場(製造所)に委託している販売者が、自社の名称、所在地を表示している場合

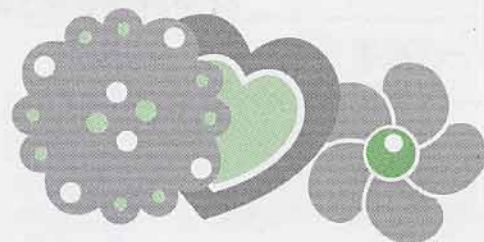
名 称	チョコレート
原 材 料 名	生クリーム、砂糖、全粉乳、ココアバター、カカオマス、洋酒、バター、乳化剤(大豆由来)、香料
内 容 量	20粒
賞 味 期 限	側面に記載
保 存 方 法	冷蔵庫(10℃以下)で保存してください。
販 売 者	△▲△株式会社 ×× 甲府市中央○○



固有記号が書かれています。 例:△▲△株式会社 YA1 △▲△株式会社28  
 (固有記号に使用できる文字は、アラビア数字、ローマ字、ひらがな、カタカナ及びそれらの組み合わせです。)

## 2 本社とは異なる所在地の自社工場(製造所)で製造した食品に、本社の名称、所在地を表示している場合

名 称	焼き菓子
原 材 料 名	小麦粉、バター、グラニュー糖、塩、乳化剤(大豆由来)、香料
内 容 量	2枚
賞 味 期 限	側面に記載
保 存 方 法	湿気のない冷暗所で保存してください。
製 造 者	☆☆☆株式会社 ×× 甲府市丸の内○○



固有記号が書かれています。 例:☆☆☆株式会社 YA1 ☆☆☆株式会社28  
 (固有記号に使用できる文字は、アラビア数字、ローマ字、ひらがな、カタカナ及びそれらの組み合わせです。)

※乳・乳製品関係は、②の例しか認められていません。 ※製造所固有記号制度は、国内の製造所が対象です。

また、固有記号が離れた場所に書かれていることもあります。

名 称	緑茶(清涼飲料水)
原 材 料 名	緑茶(国産)、ビタミンC
内 容 量	500ml
賞 味 期 限	キャップに記載
保 存 方 法	高温、直射日光をさけて保存してください。
販 売 者	◆◆◆株式会社 甲府市丸の内○○○



●製造所固有記号は賞味期限の後に記載

固有記号の記載場所を示しています。

食品安全110番

食品表示に関する疑問やご相談を受け付けていますので、お気軽にお電話下さい。

相談電話番号 055-223-1638

受付時間:午前8時30分~午後5時(土日、祝祭日、年末年始を除く毎日)

# 悪質商法の二次被害 ～一度だまされると二度だまされる!?



悪質商法に一度だまされた人の名簿を悪用して、もう一度だまそうと狙っている業者がいますので、被害にあわないように十分注意してください。

## 会員(権)サービス／アポイントメントセールス

### ▽一次被害▽

電話で「当選しました」などと、販売目的を隠して喫茶店などに呼び出され、娯楽施設の利用料等が割安になるといふ会員(権)サービスの契約を強引に結ばされます。

### ▽二次被害▽

その会員(権)サービスがあまり利用価値もなく、会費の請求もないので、何年も利用せずに忘れていたところに、突然、「契約が継続している」と一方的に主張され、未納の会費や退会料を請求されたり、退会手続きのために高額なアクセサリーの購入を要求されたりすることがあります。

## 資格取得講座／資格商法(内職商法)

### ▽一次被害▽

あまり社会的に価値のない民間の資格を国家資格であるかのように勧誘され、或いは、チラシに載っていた内職業者に仕事に必要なとだまされて、資格取得講座の契約を結ばされます。

### ▽二次被害▽

講座は終了したが、資格を取らないままにしていたところ、突然、「資格が取れるまで契約は継続している」と一方的に主張され、新たな講座を契約するか、退会料を支払うように請求されることがあります。

## 布団類／点検商法

### ▽一次被害▽

古い布団の無料回収と言われて、家に上げた業者に「今使っている布団は体によくない」などとウソの説明で不安をあおられ、布団などを買わされます。

### ▽二次被害▽

後日、訪問してきた業者に、「契約した業者は倒産した(行政処分された)」と言われ、「もっと良い商品がある」からと、別の布団類を売りつけられたり、「今までの被害を救済する(今後被害にあわないようにする)」と言われて、費用をだまし取られたりすることがあります。

## 紳士録(名簿)／紳士録商法

### ▽一次被害▽

会社や団体の役員などの略歴・職歴等を掲載した紳士録を、電話での強引な勧誘や曖昧な確認書で勘違いさせる手口で、高額な料金で買わされます。

### ▽二次被害▽

数年後に、紳士録にまだ名前が載っていると称して、個人情報の更新料や削除料を請求されることがあります。

### 確認書

いずれかに○を付けてご返送下さい。

1. 購入する
2. 購入しない(次回以降)

## 土地／原野商法

### ▽一次被害▽

「将来必ず値上がりする(もうすぐ高速道路ができる)」などのウソの情報で、ほとんど価値のない原野や山林を時価の何倍もの価格で買わされます。

### ▽二次被害▽

だまされて購入した土地を高く買い取りたいと持ちかけられ、事前の測量代や広告費の名目でお金をだまし取られることがあります。